

圧力設備規格審議委員会 ワーキンググループ運営規則

一般社団法人 日本高圧力技術協会

平成 20 年 3 月 26 日制定

平成 29 年 6 月 27 日改正

第 1 条 一般社団法人日本高圧力技術協会圧力設備規格審議委員会(以下、委員会という)規則第 14 条により、ワーキンググループは、運営規則を定めて運営する。

第 2 条 ワーキンググループは、委員会の決議に基づき設置され、特定の議題についての検討を行う。ワーキンググループは、委員会委員長が目的を達成したと判断した場合に解散する。

第 3 条 ワーキンググループは、主査 1 名、幹事・委員若干名とし、委員会の議を経て、委員会委員長が委嘱する。なお、必要に応じ副主査をおくことができる。

第 4 条 ワーキンググループの委員の中には、少なくとも 1 名の委員会委員が含まれなければならない。

第 5 条 委員は、別に定める委員倫理を遵守するとともに、専門的知識を委員個人としてワーキンググループの活動に供与しなければならない。

第 6 条 主査は、必要に応じてワーキンググループの会議を開催し、議長となり議事を統括する。なお、会議は原則として非公開とする。

第 7 条 ワーキンググループは、必要に応じて構成委員以外の出席を求め、意見を徴することができる。

第 8 条 ワーキンググループは、議事録を作成しなければならない。

第 9 条 主査は、ワーキンググループにおいて議案の決議を行う場合、十分な意見交換が行われたことを確認し、出席委員の過半数の同意を得た後、書面投票又は挙手による採決を行う。

2 議案の採決は、書面投票の場合は、委員の過半数の賛成により、又、挙手による場合は、出席委員の過半数の賛成により、可決の決議とする。

第 10 条 主査は、ワーキンググループの審議結果を委員会に報告し、委員会の求めに応じて説明を行う。

第 11 条 ワーキンググループの経費は、会費会計として処理する。交通費等の支給は、「理事会及び各委員会における交通費、旅費、その他謝礼支給内規」に準拠する。

第 12 条 ワーキンググループの事務局は、協会事務局において行う。

第 13 条 この規則の改正は、委員会の議決を経て行う。

附則

- (1) この規則は、平成 20 年 3 月 27 日から施行する。
- (2) この規則の平成 29 年 6 月 27 日の改正は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。